○資源エネルギー庁告示第一号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第九十二条の施行に伴い、資源エネルギー庁の保有する個人情報の取扱い、開示、訂正及び利用停止に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととした件（平成十七年資源エネルギー庁告示第一号）は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）に廃止する。

平成二十四年九月十四日

資源エネルギー庁長官　髙原　一郎

○資源エネルギー庁告示第二号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第九十二条の施行に伴い、資源エネルギー庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととした件（平成十七年資源エネルギー庁告示第二号）は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）に廃止する。

平成二十四年九月十四日

資源エネルギー庁長官　髙原　一郎

○資源エネルギー庁告示第三号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を指定したので、告示する。なお、平成十七年資源エネルギー庁告示第三号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を指定した件）は、廃止する。

平成二十四年九月十四日

資源エネルギー庁長官　髙原　一郎

東京都千代田区霞が関一丁目三番地一号　資源エネルギー庁内

附　則

この告示は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

○資源エネルギー庁告示第四号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を指定したので、告示する。なお、平成十七年資源エネルギー庁告示第五号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を指定した件）は、廃止する。

平成二十四年九月十四日

資源エネルギー庁長官　髙原　一郎

東京都千代田区霞が関一丁目三番地一号　資源エネルギー庁内

附　則

この告示は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

○国土交通省告示第千二十三号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

原子力規制委員会設置法の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示

（船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部改正）

第一条　船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号）を次のように改正する。

別表第二の1の項のくの第1欄中「実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量当量限度等を定める告示（平成元年運輸省告示第八十七号）」を「船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成元年運輸省告示第八十七号）」に、「線量当量告示」を「線量告示」に、「別表第一中第二欄又は第三欄」を「別表第一第二欄又は第三欄」に改め、同項のニの第1欄中「線量当量告示別表第一中第一欄」を「線量告示別表第一第一欄」に改め、同表備考中「Sv・h⁻¹・Bq⁻¹」を「Sv・Bq⁻¹・h⁻¹」に、「線量当量告示別表第一中第二欄又は第三欄」を「線量告示別表第一第二欄又は第三欄」に改める。

（核燃料物質等の原子力船等における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示の一部改正）

第二条　核燃料物質等の原子力船等における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示（昭和五十三年運輸省告示第六百七十七号）を次のように改正する。

「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第一条中「実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）」を「船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）」に改める。

第九条の見出し中「線量当量率等」を「線量当量率」に改め、同条第一項中「とし、第六条の二の実効線量当量は一センチメートル線量当量」を削り、同条第二項を削る。

（実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量当量限度等を定める告示の一部改正）

第三条　実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量当量限度等を定める告示（平成元年運輸省告示第八十七号）を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示

「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第一条第一項中「実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）」を「船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）」に改め、同条第二項中「第一号の線量又は第二号の濃度に対する割合」に、「第一号の線量又は第二号の濃度に代える」を「同項第一号の線量又は同項第二号の濃度に代える」に改める。

（航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部改正）

第四条　航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千九十四号）を次のように改正する。

別表第三の1の項のハの第1欄中「実用船舶用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量当量限度等を定める告示（平成元年運輸省告示第八十七号）」を「船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成元年運輸省告示第八十七号）」に、「別表第一第二欄又は第三欄」を「別表第一第二欄又は第三欄」に改め、同項のニの第1欄中「線量当量告示別表第一中第一欄」を「線量告示別表第一第一欄」に改め、同表備考中「線量当量告示別表第一中第二欄又は第三欄」を「線量告示別表第一第二欄又は第三欄」に改める。

附　則

この告示は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　六八〇円（本体　六五〇円）　（配送料別）